

第三章

リサイクル製品認定制度の自治体の制定実態

第三章 リサイクル製品認定制度の自治体の制定実態

3-1 はじめに

本章では、各自治体のリサイクル製品認定制度の制定実態を把握し、分かったデータを分析・比較し、リサイクル製品認定制度の詳細を把握する。

3-2 目的

リサイクル製品認定制度の制定実態を明確にする目的で行った。

3-3 調査方法

まず、条例等を読んで、書かれている内容を把握した。その後、条例等の分析により把握することができなかった内容やより詳しく知りたいと思った内容等をアンケート調査票にして、平成 20 年 9 月 5 日に送付した。返信期限を平成 20 年 9 月 30 日とした。また、アンケート調査の結果を受けて追加アンケート調査を実施した。追加アンケート調査は平成 20 年 11 月 7 日に送付した。返信期限を平成 20 年 11 月 20 日とした。

3-4 調査対象

調査対象は、リサイクル製品認定制度を実施している 35 自治体である(茨城県に関しては、建設資材以外の製品については生活環境部で、建設資材のみを土木課で行っているということであったので、双方の部に対してアンケート調査を実施した)。結果、31 自治体から返信があった。また、追加アンケート調査の対象はアンケート調査において返信があった 31 自治体である。結果、29 自治体から返信があった。

3-5 条例等の比較項目の選定

32 の自治体の条例等を読んで、主な記載内容を抽出した。その結果、表 3-1 の 64 項目の記載項目が抽出された。なお、これらの 64 項目は 8 つのグループ(審査会・委員会について、申請についてなど)に大別された。

表 3-1：条例等の比較項目

条例等について	審査会・委員会について	認定について	認定事業者への支援	知事への報告(販売実績等)
目的	審査会及び認定の決定	認定要件・認定対象製品	経過措置	製品の安全の維持
定義	立入検査等	認定の取消	実績の概要の公表	問題が生じた時の処理責任
条例等の見直し	県の事前立入調査	認定の取り下げ	是正又は改善の勧告	関係資料の保存
庶務・所掌	審査会から知事への結果報告	認定証の有効期間	公共事業の際の製品の掲示	申請・検査等に係る費用の負担
業務の委託	申請について	認定の効力の失効・認定の更新	県の製品の優先利用	申請に係る資料の提出義務
その他	募集(回/年)	評価基準の変更等	立入調査の際の身分証明書の提示	(消費者・県への)製品の情報提供
施行期日	申請書類の内容	認定基準の詳細	認定の義務	用途目的以外での販売の禁止
表示について	申請者の欠格要件	認定の対象品目の追加申出	他の都道府県との連携	定期検査の実施
認定製品に係る表示	変更の届出	認定基準等の変更に提案	リサイクル認定事業者の責務について	県民・民間団体の責務について
認定証の交付	不誠実行為の禁止	県の責務について	損害に対する責任	(消費者)認定製品選択の努力義務
認定の公表	軽微な変更	県と市長の協働・要請等	誤認表示の禁止	
		広報・啓発	知事への報告(認定基準の適合状況等)	

表 3-1 の条例等の比較項目について、説明が必要と思われるものについて以下に示す。

目的	…リサイクル製品認定制度を制定した目的
定義	…条例等に出てくる用語の説明
条例等の見直し	…条例を見直す時期等についての記述
庶務・所掌	…リサイクル製品認定制度を担当部署等の記述
施行期日	…リサイクル製品認定制度を施行する期日の説明
認定製品に係る表示	…認定事業者に対する、認定マーク等の表示についての記述
認定証の交付	…知事から事業者への認定証の交付についての記述
認定の公表	…知事による、認定の公表についての記述
審査会及び認定の決定	…審査会の運営に関する事項の記述
立入調査等	…認定されてからの、立入調査に関する記述
事前審査	…認定される前の、立入調査についての記述
審査会から知事への結果報告	…審査会から知事への結果報告についての記述
募集(回/年)	…申請を募る頻度の記述
申請書類の内容	…申請書類に明記する事柄の記述
申請者の欠格要件	…申請することができない人についての記述
変更の届出	…リサイクル認定製品に変更があったときの手続きについての記述
不誠実行為の禁止	…偽装等の不誠実行為を禁止する旨の記述
認定要件・認定対象製品	…認定を得るための、事業所や製品の条件についての記述
認定の取消し	…認定を取消すときの条件についての記述
認定の取り下げ	…認定を取下げるときの条件についての記述
認定証の有効期間	…認定証の有効期間についての記述
認定の効力の失効・認定の更新	…認定が失効するときの説明、また更新の手続きの方法についての記述
評価基準の変更等	…評価基準に変更があったときの、既にある認定製品への対応についての記述
認定基準の詳細	…認定基準の具体的数値の記述
認定の対象品目の追加申出	…新たに認定を申し込むときの手続きについての記述
認定基準等の変更提案	…事業者が、認定基準の変更を提案することができるという旨の記述
経過措置	…前制度から現行制度に移行する際の、前制度から認定されている製品への対応についての記述
実績の概要の報告	…県が、使用実績を県民に対して公表するという旨の記述
是正又は改善の勧告	…県の、認定事業者に対する是正又は改善の勧告についての記述
認定の義務	…知事が、認定条件を満たした事業者に対して認定を与えなければならない

ないという旨の記述

損害に対する責任 …… 損害に対して，認定事業者が責任を負うという旨の記述

誤認表示の禁止 …… 事業者が，製品に対して虚偽の表示や誤認表示を行ってははいけ
ないという旨の記述

以下，本章・次章にかけて，64項目の中からいくつかをピックアップして制定実態・実施実態を明確にしようとする。

3-6 アンケート内容

アンケート票の質問内容は3-5で示した8つのグループについてである。アンケートの各質問項目の質問内容，回答方法，有効回答数を表3-2に示す。なお，表3-2に示すものは自治体に対するアンケート調査及び追加アンケート調査の質問内容である。アンケート調査票の本文は付録1及び2に掲載する。

表3-2：アンケート内容

アンケート内容		回答方法		回答数
リサイクル製品認定制度の策定実態に関する事項				
1	既存条例等の有無	選択式	単数回答	n=29
2	参考自治体の提供の可否	選択式	単数回答	n=25
3	参考自治体とその理由	記述式	—	n=26
4	条例の制定目的	選択式	複数回答	n=32
5	条例等を制定された最も大きな要因	選択式	複数回答	n=32
6	条例・要綱の見直しの有無	選択式	単数回答	n=29
7	認定証の交付の有無	選択式	単数回答	n=29
8	申請を募る頻度	選択式	単数回答	n=32
9	申請者の欠格要件の有無	選択式	単数回答	n=29
10	申請者の欠格要件の具体的内容	記述式	—	n=9
11	変更の届出の義務付けの有無	選択式	単数回答	n=29
12	県内で発生した再生資源を使っていることを要件とするか否か	選択式	単数回答	n=30
13	審査を通過した製品に対する認定の義務の有無	選択式	単数回答	n=28
14	リサイクル認定事業者に対する誤認表示の禁止の有無	選択式	単数回答	n=29
15	リサイクル認定事業者に対する，誤認表示があったときの対応	選択式	単数回答	n=25
16	リサイクル認定事業者以外に対する誤認表示の禁止の有無	選択式	単数回答	n=25
17	リサイクル認定事業者以外に対する，誤認表示があったときの対応	選択式	単数回答	n=18
18	立入調査に係る資料の提出義務	選択式	単数回答	n=28
19	製品の安全維持の義務の有無	選択式	単数回答	n=27
20	申請に係る資料の提出義務の有無	選択式	単数回答	n=28

3-7 結果及び考察

3-7-1 各自治体の項目記載率

各自治体の条例等を読んで，各自治体の記載項目数を明確にした。結果を図3-1に示す。ま

た、各自治体の項目記載率(=(当該自治体の条例等に記載されていた項目数/条例等の比較項目64項目)×100)を明確にした 条例等を手に入れることができた 32 の自治体を対象に記載項目率を抽出した。結果を図 3-2 に示す。

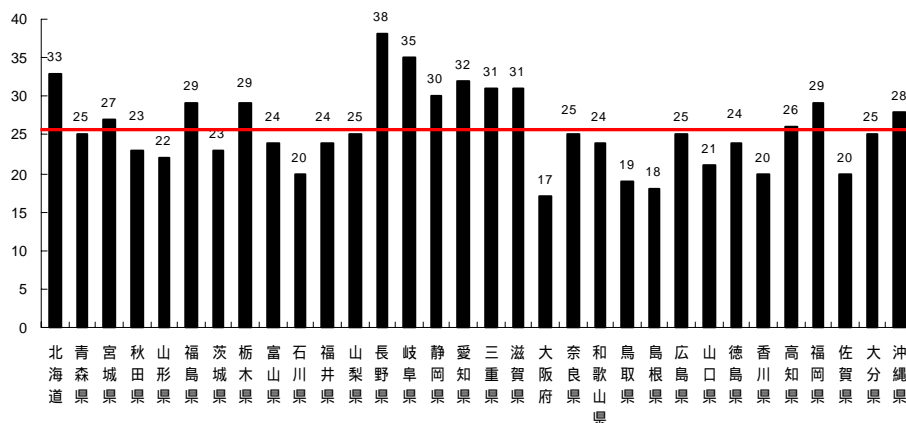


図 3-1：項目記載数

記載項目数の平均は約 25.7 項目であった。条例等の記載項目数の平均を超えた自治体は 32 自治体中 13 自治体であった。

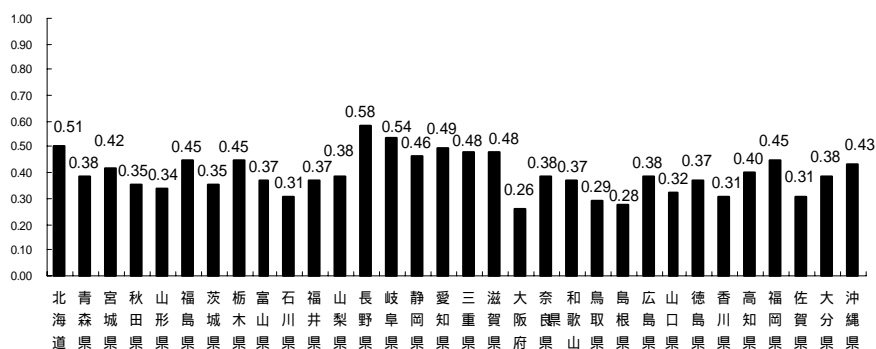


図 3-2：項目記載率

記載項目率は最も高い自治体で 58%，最も低い自治体で 26%であった。

3-7-2 条例等に関する項目

3-7-2-1 条例等の制定について

条例等を調査する上で、目に付く点がある。それは、類似している条例等の存在である。条例等の構成、内容など他の自治体の条例等と似たものがいくつか存在する。これは、条例等を制定する際に他の自治体の先行事例を参考に作成したと考え、その実態を明らかにするため調査票での調査を行った。表 3-3 に、参考条例等の有無の回答結果、表 3-4 に、参考自治体の提供の可否の回答結果を示す。

表 3-3 参考条例等の有無(n=29)

	回答自治体数	回答率
有	26	90
無	3	10
合計	29	100

表 3-4 参考自治体の提供の可否(n=25)

	回答自治体数	回答数
有	25	100
無	0	0
合計	25	100

無回答である 2 自治体中 1 自治体は、制定時に担当していなかったため、詳細不明とのこと。

表 3-3, 表 3-4 より, 既存の条例等を参考にしたと回答した自治体は 29 自治体中 25 自治体であり, その内 23 の自治体が参考にした自治体名を挙げてくれた。表 3-5 に, 参考自治体とその理由の回答結果を示す。

表 3-5 参考自治体とその理由

自治体	参考自治体	理由
A 県	P 県, AD 県, X 県, U 県	他に先駆けて取り組んでおり, 事例が豊富であった。
B 県	F 県	四国内の先進事例として
D 県	AC 県, AE 県, P 県, X 県(条例), 他要綱制定 11 県	制度の骨格を検討するにあたり先行して制度化した県の状況を参考とした。
E 県	AA 県, Q 県, AC 県, Z 県, J 県, C 県, AB 県	中国地方 4 県及び先進県
F 県	P 県など, H13 年度の段階で制定していた県。	
G 県	C 県, AF 県, AB 県, P 県, X 県, Q 県, F 県, W 県, J 県	既にリサイクル認定制度により, リサイクル製品の認定を行っている県の制度を比較検討するため, 上記 9 県の認定制度を参考にしている。
H 県	AD 県	建設資材に絞った制度であったから
I 県	X 県	近隣であり, 参考に値する
J 県	P 県, AF 県, C 県, AB 県, Q 県 他	先行事例のため
K 県	P 県, AF 県, C 県 他	本県制定時(H16 年度)において既に制定, 運用実績があったため
L 県	AB 県, X 県, P 県	リサイクル認定制度が既に実施されていたため
N 県	AD 県	品目個別基準や環境安全性基準などの判断基準をもっているため
O 県	Q 県	制度開始が比較的早く, ユニークな認定製品があったため
P 県	R 県, AE 県, C 県, U 県, X 県, V 県	条例化を検討する段階で既に条例制定がされていたため
Q 県	H12 年度(制度創設)以前に先行実施していた 2~3 団体	
R 県	U 県(主に U 県を参考としたが, 他に先進県についても参考とした。)	認定制度のみに係る条例を制定しており, また, 隣接する県において趣旨を同じくする制度を設けている場合にあつて, 具体的な制度内容が大きく異なることは適切ではないから。
S 県	F 県	四国内で先行してリサイクル製品の認定を W 県と F 県が行っており, F 県がすでに要綱を作成していたため
T 県	AE 県, C 県, G 県, AF 県, P 県, AD 県, X 県, AA 県, Q 県, F 県, W 県, J 県, AB 県	H15 年度の制度設立時において, 同様の制度を設けていたため
U 県	AE 県, P 県, X 県, AC 県, AD 県	条例検討及び制定実施に際しての先進事例として
V 県	X 県, U 県, R 県, Z 県, Q 県, AE 県, P 県, AG 県, AC 県	
W 県	C 県, AF 県, AB 県, P 県, Q 県	既にリサイクル製品認定制度を実施していた全県を参考とした。
Y 県	H14 年以前に制度が創設されていた自治体	認定の条件, 手続きなどを参考にするため
AA 県	AB 県, AF 県, Q 県	既に制度を創設し, 運用していたから
AB 県	P 県	循環型社会形成のため, 全国に先駆けて制度を導入し, リサイクル制度の普及を図っていたから
AF 県	P 県	先行して制度を開始した P 県を参考にした。

最も多い回答は、「既存の自治体の条例等を参考にして作った」というものであった。また、その中でも、近隣自治体の条例等を参考にしている自治体が目立った。建設資材に絞ってリサイクル製品認定制度を行っている H 県は、同等の制度を既に行っていた AD 県を参考にしたとのことであった。

3-7-2-2 目的

リサイクル製品認定制度自治体によって、条例等を制定した目的は異なる。表 3-6 に条例の制定目的を示す。

表 3-6 条例等の制定目的(n=32)(複数回答式)

	回答自治体数	回答率(%)
循環型社会の構築	30	94
リサイクル製品の普及	25	78
資源の有効利用	23	72
リサイクル産業の育成	23	72
廃棄物の発生抑制	18	56
リサイクル意識の向上	13	41
その他	3	9

一番多いのは、循環型社会の構築で、ほとんど全ての自治体が目的として掲げている。以下、リサイクル製品の普及、有効資源の活用と続くが、これらから、かつての大量生産・大量消費の生活様式を改めるために条例等を制定したことが伺える。

その他の条例等の制定目的を表 3-7 に示す。

表 3-7 その他の条例等の制定目的(自由記述式)

C 県	県内事業者の支援，県産物の普及，県内廃棄物の利用促進
O 県	県の公共工事で，リサイクル建設資材を積極的に活用するため
A 県	最終処分場の延命化

このように、リサイクル製品認定制度における取り組みを、県内産業の育成や最終処分場の延命化などに繋げるという、複合した目的を持つ自治体も存在する。

3-7-2-3 定義

条例等で定義について明記していた自治体は 32 自治体中 28 自治体であった。各自治体の条例等の中で出てくる語句の定義を表 3-8，表 3-9，表 3-10 の 3 つに分けて示す。

表 3-8：条例等に出てくる定義

自治体	説明している用語	
北海道	循環資源	次に掲げるもののうち、循環的な利用が可能なもの及びその可能性があるものをいう。 (1)廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。) (2)一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)(又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の活動に伴い副次的に得られた物品(1)に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)
	リサイクル製品	循環資源を原材料の全部又は一部として製造された製品(品質を一定に維持できるものに限る。)をいう。
青森県	リサイクル製品	循環資源(循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第3項に規定する循環資源をいう。以下同じ。)を原材料の全部又は一部として製造され、又は加工される製品をいう。
	認定リサイクル製品	条例に伴い認定を受けたリサイクル製品をいう。
宮城県	グリーン購入	物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるに当たり、その必要性を十分に考慮し、当該物品若しくは役務のかんきょう情報又は事業者に関するかんきょう協情報を勘案して行うことをいう。
	環境物品等	樹になどにより環境物品等の調達等の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第2条第1項に規定する環境物品等をいう。
	環境に配慮した事業活動	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年法律第77号。以下「環境配慮促進法」という。)第2条第3項に規定する環境に配慮した事業活動をいう。
	環境情報	環境配慮促進法第2条第2項に規定する環境情報をいう。
	地方独立行政法人等	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第1条に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進にかんする法律(昭和47年法律第82号)第10条第1項に規定する土地開発公社であって、県が設立したものをいう。
秋田県	リサイクル製品	循環資源(循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第3項に規定する循環資源をいう。)を原材料の全部又はその一部として製造又は加工される製品をいう。
	半製品等	リサイクル製品のうち、他のリサイクル製品の原材料として利用されるものをいう。
	認定リサイクル製品	条例に伴い認定を受けたリサイクル製品をいう。
	認定事業者	その製品、加工又は販売(以下「製造等」という。)(に係るリサイクル製品について条例に伴い認定を受けた者をいう。
山形県	資源循環	廃棄物及び人の活動に伴い副次的に発生し不要となる物品(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)(のうち、資源として再利用されるものをいう。
	リサイクル製品	県内で発生する循環資源を主たる原材料として、県内の事業所で製造・加工される製品のうち、品質等が均一であるものをいう。
福島県	循環資源	次に掲げるもののうち、循環的な利用が可能なもの及びその可能性があるものをいう。 ア廃棄物(廃棄物処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。) イ一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)(又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建設に関する工事、農畜産物の生産その他の活動に伴い副次的に得られた物品(ア)に掲げるもの並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)
	循環資源利用製品	循環資源を原材料の全部又は一部として製造された製品のうち、品質等が均一であるものをいう。
栃木県	栃木県リサイクル製品	要綱に伴い認定を受けたリサイクル製品をいう。
	廃棄物等	循環型社会形成推進基本法(平成12年6月2日法律第110号)第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。
	循環資源	循環型社会形成推進基本法(平成12年6月2日法律第110号)第2条第3項に規定する循環資源をいう。
	リサイクル製品	循環資源を原料の全部又は一部を利用して製造される製品をいう。
	認定事業者	要綱に伴い認定を受けた事業者をいう。
山梨県	リサイクル製品	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源、または同条第5項に規定する再生部品を利用することにより、生産または加工される製品をいう。
長野県	循環資源	廃棄物及び人の活動に伴い副次的に発生し不要となる物品(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)(のうち、有用なものをいう。
	再生利用	資源循環の全部又は一部を原材料として利用することをいう。
	リサイクル製品	県内で発生する循環資源を再生利用して、県に垂の事業所で製造加工される製品のうち、品質を一定に維持できるものをいう。
	リサイクル資材	リサイクル製品のうち、県が発注する建設工事での使用を考慮して別に定める信州リサイクル製品評価基準で指定する品目の建設資材をいう。

表 3-9：条例等に出てくる定義

自治体	説明している用語	
石川県	リサイクル製品	再生資源を利用し、製造加工された製品をいう。 次に掲げるもののうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。 (1)廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。) (2)一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給若しくは土木建設に関する工事、農畜産物の生産その他の活動に伴い副次的に得られた物品((1)に掲げるもの並びに放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)
	リサイクル認定製品	条例に伴い認定を受けたリサイクル製品をいう。
岐阜県	リサイクル製品	循環資源(循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第3項に規定する循環資源をいう。以下同じ。)を原材料の全部又は一部として製造され、又は加工される製品をいう。
静岡県	リサイクル製品	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する廃棄物をそのままに、または原材料として製造若しくは加工されたもの
三重県	リサイクル製品	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源又は同条第5項に規定する再生部品(規則で定めるものを除く。以下「再生資源等」という。)を利用することにより、生産または加工(以下「生産等」という。)される製品をいう。
福井県	リサイクル製品	再生資源を利用し、製造加工された物であって、福井県リサイクル製品認定対象品目またはこれらに類するものをいう。
	再生資源	一度使用され、若しくは使用されずに廃棄されたものまたは製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事に伴い副次的に得られた物であって、原材料として利用することができるものまたはその可能性のあるものをいう。
滋賀県	循環資源	(1)家庭、事業所等なら排出される廃棄物 (2)製造過程において、または土木建築工事、脳畜産物の生産等に伴って発生する副産物 (3)間伐材、小径材ならびに森林、河川および湖の管理に伴い副次的に得られるヨシ、水草、浚渫土およびこれらに類するもの
	循環的な利用	循環資源の全部または一部を部品その他製品の一部として使用し、または原材料として利用することをいう。
	リサイクル製品	循環資源の循環的な利用により製造、または加工される製品(最終製品に限る。)をいう。
奈良県	循環資源	循環型社会形成推進基本法(平成12年6月2日法律第110号)第2条第3項に規定する循環資源をいう。
	循環的な利用	循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用し、又は原材料として使用することをいう。
和歌山県	リサイクル製品	資源循環(循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第3項に規定する循環資源をいう。以下同じ。)を原材料の全部又は一部として製造され、又は加工される製品をいう。
	認定リサイクル製品	条例に伴い認定を受けたリサイクル製品をいう。
鳥取県	資源循環	次に掲げる物のうち資源として利用できるものをいう。 (1)廃棄物 (2)生産活動等に伴い副次的に得られた物
	グリーン商品	循環資源を原材料として県内で製造され又は加工され、県内外で販売される物をいう。
鳥根県	循環資源	(1)廃棄物 (2)一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、脳畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(廃棄物並びに放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)
広島県	リサイクル製品	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源又は同条第5項に規定する再生部品(以下「再生資源等」という。)を利用することにより、生産又は加工(以下「生産等」という。)される製品をいう。

表 3-10：条例等に出てくる定義

自治体	説明している用語	
山口県	廃棄物等	(1)廃棄物 (2)一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品((1)に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)
	リサイクル製品	循環資源の循環的な利用により、県内において製造加工された物をいう。
	循環資源	廃棄物等のうち有用なものをいう。
	循環的な利用	再使用及び再生利用をいう。
	再使用	循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することをいう。
	再生利用	循環資源の全部又は一部を製品の原材料として利用することをいう。
	環境への負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
徳島県	リサイクル製品	循環資源(循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。)第2条第3項に規定する循環資源をいう。以下同じ。)の全部又は部品その他製品の一部として使用して製造加工された製品のうち、品質を一定に維持できるものをいう。ただし、循環資源を製品としてそのまま使用したもの(修理を行って使用するものを含む。)及び循環資源の製造加工の度合いが低いものは除く。
	3Rモデル事務所	本研究の対象から外れるため、省略する。
香川県	廃棄物等	(1)廃棄物 (2)一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、脳畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(廃棄物を除く。)
	リサイクル製品	循環資源の循環的な利用により、県内において製造加工された物をいう。
	循環的な利用	再使用及び再生利用をいう。
	再使用	循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することをいう。
	再生利用	循環資源の全部又は一部を原材料として利用することをいう。
環境への負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。	
高知県	リサイクル製品	循環資源を再使用又は再生利用して製造加工された製品をいう。
	循環資源	使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されている物を除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)のうち有用なものをいう。
	再使用	循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することをいう。
	再生利用	資源循環の全部又は一部を原材料として利用することをいう。
福岡県	再生資源	次に掲げるもののうち、循環的な利用が可能なもの及びその可能性があるものをいう。 (1)廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。) (2)一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品((1)に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)
	リサイクル製品	再生資源を原材料の全部又は一部に使用して製造又は加工(以下「製造等」という。)がなされる製品をいう。
	認定リサイクル製品	知事が、要綱に規定により認定したリサイクル製品をいう。
佐賀県	リサイクル製品	再生資源を利用し、製造加工されたものをいう。
	再生資源	一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)のうち有用なものであって、原材料として利用することができる物又はその可能性のある物をいう。
大分県	リサイクル製品	製造過程で生じた廃棄物、あるいは一度使用され不要となった物(以下「廃棄物」という。)をそのままに、又は加工をした後、原材料として使用して製造された物をいう。
沖縄県	評価基準	リサイクル建設資材の評価認定基準
	評価委員会	リサイクル建設資材の品質性能等が評価基準に適合するものが審議し、評価する機関。
	受付等機関	認定資材に係る認定の申請の受付、認定証の交付等の事務を行う機関。
	認定資材	評価委員会により評価基準等に適合するものとして評価され、沖縄県から認定された資材。
	認定マーク	認定資材に付けることが認められているマーク。

最も多く出てきた説明語句は、「リサイクル製品」で、27自治体中21自治体が説明していた。同じ語句の説明を自治体同士で比べてみると、非常に似通った説明となっており語句の定義はほぼ等しいといえる。

3-7-2-4 条例等制定に至った要因
 条例等を制定するに至った要因を調べた。表3-11に結果を記す。

表3-11 条例等を制定された最も大きな要因(n=32)(複数回答式)

	回答自治体数	回答率(%)
リサイクル製品生産事業者からの要望があった	7	22
他自治体が制定・施行していたから	2	6
地域住民の要望	0	0
その他	26	81

ほとんどの自治体は、その他の最も大きな要因を選択している。その詳細を自由記述欄に回答してもらった。その結果、その内容は似通っているものが多かった。よって、自由記述の回答を分類して集計した。表3-12に結果を示す。

表3-12 その他の最も大きな要因(n=26)(複数回答式)

	回答自治体数	回答率(%)
循環型社会の形成に資するため	10	38
3R推進のため	8	31
リサイクル製品の利用推進・グリーン調達のため	6	23
県産業育成・支援のため	3	12
資源の有効利用のため	2	8
公共工事で率先して使用するため	2	8
リサイクル製品の開発・製造・販売に着手する事業者を増大させるため	1	4
議員の提案	1	4
リサイクル製品の認定制度に対する信頼性を確保するため	1	4
行政による立入検査権限を明確化するため	1	4
秋田、青森両県と協同歩調による広域産業廃棄物対策(知事サミット合意)	1	4

表3-6と表3-12を比較すると、条例等を制定した目的と、制定に至った要因にあまり差異がないことが分かる。

3-7-2-5 条例等の見直し

条例等の見直しをどのくらいの頻度で行っているのかを調べた。まず、条例に条例等の見直しに関して条例等の中に明記されている自治体は32自治体中2自治体であった。しかし、実際に条例等の見直しを行っている自治体はどのくらいあるのかを明確にしたいと思い、自治体にアンケートを行った。また、条例等の見直しを行っている自治体に対しては、その頻度も聞いた。その結果を表3-13に示す。

表3-13：条例等の見直しの有無(n=29)

	回答自治体数	回答率(%)
不定期ではあるが行っている	21	72
定期的に行っている	3	11
行ったことはない	5	17
合計	29	100

実際には、72%の自治体が条例等の見直しを行っているということが分かった。条例に明記されていた2自治体のうち、1自治体は定期的に見直しを行っており、他の1自治体は不定期ではあるが行っているとのことであった。

3-7-3 表示に関する項目

3-7-3-1 認定製品に係る表示

認定製品に係る表示に関して何か規定を設けているかを明確にするために、条例等を調べたところ、32自治体全てにおいて認定マークに関する内容が明記されていた。なお、認定マークの使用を努力義務としている自治体と、認定マークの使用を事業者に委ねている自治体があった。詳細は表3-14のとおりである。

表 3-14：認定マークの表示(n=32)

	記載自治体数	記載率(%)
認定マークを表示することができる	28	88
原則として、認定マークを付すこととする	1	3
表示するものとする。	1	3
認定マークを表示するよう、努めるものとする	1	3
「A 県リサイクル認定製品の表示」 認定製品マークの表示、 の同時表示 のいずれかの表示に努めるとしている。	1	3
合計	32	100

条例等に認定マークを表示できると記載している自治体は88%であった。これらの自治体は認定マークの表示をリサイクル認定事業者の意思に委ねている。なお、認定マークを表示できると明記している自治体は、認定マークを使用する際には表示方法を指定している。

他の12%の自治体に関しては、表現方法は微妙に異なるものの、認定マークの表示を義務としている。

3-7-3-2 認定証の交付

条例等で認定証を交付すると明記されていた自治体は32自治体中27自治体であった。明記されていなかった5自治体のうち、「認定する旨を事業者に通知する」という表現で書かれていた自治体は4自治体であった。アンケートを実施したところ、「通知する」という表現を使っていた4自治体も、実際は認定証を交付していることが明らかになった。認定証の有無に関して確認することのできなかった残りの1自治体についても、認定証の有効期間を条例等の中で明記していることから、認定証を交付していると推測することができる。よって、条例等を確認することができた32自治体全てで認定証を交付していることが分かった。また、リサイクル製品認定制度を実施している35自治体のうち、条例等を確認することができなかった3自治体についてもアンケート調査にて認定証を交付していることが明らかになった。つまり、

リサイクル製品認定制度を実施している 35 自治体全てで認定証を交付していることが分かった。

3-7-4 申請に関する項目

3-7-4-1 募集（回/年）

一般事業者に対して，リサイクル製品認定制度への申請を募る頻度が各自治体によって異なるが，条例等を読んでも全ての自治体の詳細を把握することが出来なかったため，アンケート調査を実施した．結果を表 3-15 に示す．

表 3-15 申請を募る頻度(回/年)(n=32)

	回答自治体数	回答率(%)
一年に二回	13	41
一年に一回	11	34
不定期(いつでも)	6	19
その他	2	6
合計	32	100

このことから，半数以上の自治体が，一年に二回ないしは一回の決まった時期に申請を募っていることが分かった．約 20%の自治体は常に一般事業者が申請をすることができるようになっていることが明らかになった．

3-7-4-2 申請書類の内容

申請書類の内容や様式がホームページや条例等に記載されていて閲覧可能な自治体は 32 自治体中 30 自治体であった．ほとんどの自治体がホームページなどでダウンロードできる仕組みを整えている．

3-7-4-3 申請者の欠格要件

申請の欠格要件を条例等に明記している自治体が 32 自治体中 3 自治体だけあった．実際に欠格要件を決めている自治体がどのくらいあるのかを明確にしたいと思いアンケート調査を行った．「ある」を選んだ自治体に対してはその具体的要件を，「その他」を選んだ自治体に対しては詳細を聞いた．結果を表 3-16 に示す．

表 3-16：申請者の欠格要件の有無(n=29)

	回答自治体数	回答率(%)
無	15	52
有	12	41
その他	2	7
合計	29	100

その他を選んだ自治体に対して，具体的方法を聞いた．その結果，1 自治体は「関係機関へ

依頼し、環境法令等の適合条件に係る調査を実施」とのことであった。他の1自治体は「廃棄物適正処理に関する確認等を行っている。法令等を遵守していない場合が申請できない」という回答が返ってきた。また、申請者の欠格要件が「ある」を選んだ自治体に対しては、その具体的内容も合わせて聞いた。その結果を表3-17に示す。

表3-17：申請者の欠格要件の具体的内容(n=9)(自由記述式)

茨城県(土木部)	申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する場合
栃木県	認定を取り消された者で、当該取消しのあった日から起算して5年以内の場合
長野県	申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する場合
岐阜県	認定を取り消された者で、当該取消しのあった日の翌日から起算して5年以内の場合
三重県	不正等により認定の取消しを受けた事業者は、5年間申請はできない
滋賀県	生活環境の保全を目的とする法令および製造に必要な法令の違反
愛媛県	過去5年間に産廃廃棄物処理業の許可の取消しを受けたなど不適正な事業者から申請があった場合
香川県	(1)重大な違法行為や地域住民とのトラブルなどを抱えているとき (2)県の指導や助言に対して真摯に対応しない、又はそのおそれがあるとき (3)県税や県及び市の機関の使用料・手数料等に未納があるとき
福岡県	申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する場合

申請者の欠格要件があると回答した15自治体のうち、9自治体から具体的要件教えていただいた。表3-17から分かるとおり、過去5年に不正等があったことを欠格要件としている自治体が最も多く、9自治体中4自治体であった。次に多かったのは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に該当することを欠格要件としている自治体で、9自治体中3自治体であった。

3-7-4-4 変更の届出

変更の届出について条例等に明記していた自治体は32自治体中28自治体であり、88%の自治体が明記していることが分かった。では実際に、リサイクル認定製品に何か変更点があったときに、その旨を届出することを義務化しているか否かを聞いた。結果を表3-18に示す。

表3-18：変更の届出の義務付けの有無(n=29)

	回答自治体数	回答率(%)
有	27	94
無	1	3
その他	1	3
合計	29	100

リサイクル認定製品に何か変更点があったときに、その旨を届け出ることを義務化している自治体は全体の94%であった。その他を選んだ1自治体にその詳細を聞くと、「製品の変更に係る規定はない。評価基準に適合しなくなった場合は、認定に取消しとなる」ということであった。

3-7-4-5 不誠実行為の禁止

不誠実行為の禁止について明記している自治体は 32 自治体中 3 自治体であり，9%の自治体が明記していることが分かった。

3-7-5 認定に関する項目

3-7-5-1 認定要件・認定対象品目

条例等で，認定要件を明記している自治体は 32 自治体中 27 自治体あった。どのような要件があるのかを，各自治体の条例等を読んで抽出したところ，14 項目の要件が該当した。以下 14 項目を挙げ，各自治体の認定要件の記載状況を表 3-19 に示す。

・認定要件(14 項目)

- (1)主として県内で発生した循環資源を利用し，県内で製造加工される製品であること
- (2)廃棄物等の減量及び循環資源の有効利用が促進され，製造過程等において循環負荷の低減に配慮されたもの製品であること
- (3)環境保全のために必要な措置が講じられ，適切な情報公開が行われている事業所において製造加工されている製品であること
- (4)現在県内で販売されているもの又は申請から 6 ヶ月以内に県内に販売されることが確実なものであること
- (5)リサイクル認定製品認定基準に適合していること
- (6)製品の普及を通じて，県内の廃棄物の排出抑制及び循環資源の利用の促進について，具体的な効果が期待できるものであること
- (7)県内で製造又は加工されるものであること
- (8)製品に関する消費者とのコミュニケーション体制及び消費者の視点に立った適切な情報公開体制が講じられている事業所において製造された製品であること。
- (9)その製品の製品加工に係る事業所は生活環境の保全を目的とする法令に違反していないこと，およびその製品の製造に必要な法令に違反していないこと。
- (10)県内に事業所を有する者により，製造加工される製品であること。
- (11)性状不安定な廃棄物を原料とするリサイクル製品については，認定基準に適合するリサイクル製品が安定的かつ均質に製造できる技術を有するとともに，製品の品質管理のための検査体制等必要な措置が講じられている事業所において，製造加工されること。
- (12)認定製品認定対象品目に該当すること。
- (13)品質，環境安全性への配慮及び循環資源の配合率に関する基準に適合していること。
- (14)原材料である再生資源の入手の経路及び供給者が明らかであること。

表 3-19：認定要件・認定対象製品(n=27)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
北海道	○	○		○		○			○				○	
青森県	○		○				○							
宮城県	○						○							
秋田県	○		○		○		○		○					
山形県					○	○		○	○					
福島県	○		○	○	○	○								
栃木県	○		○	○	○				○	○				
山梨県	○		○	○	○	○								
長野県		○	○	○	○	○		○						
石川県	○		○	○	○									
岐阜県	○		○		○		○		○					
静岡県			○	○	○		○							
三重県	○			○	○	○	○		○					
福井県	○		○	○	○	○								
滋賀県	○			○	○	○			○					
大阪府	○		○	○								○		
奈良県	○		○	○	○	○			○					
和歌山県			○		○	○								
島根県			○	○	○		○							
広島県	○	○		○	○		○							
山口県			○	○	○	○	○							
徳島県	○	○	○	○	○									
香川県	○		○	○	○	○					○			
高知県	○		○	○	○	○								
福岡県				○	○				○					○
佐賀県	○		○	○	○	○				○				
大分県	○		○	○	○	○						○		
合計	20	4	20	20	23	14	9	2	8	2	1	1	1	1

最も多くの記載されていた項目は、27自治体中23自治体、つまり全体の85%が記載していた「リサイクル認定製品認定基準に適合していること」という項目であった。次に多かったのは、20自治体が記載していた「主として県内で発生した循環資源を利用し、県内で製造加工される製品であること」「環境保全のために必要な措置が講じられ、適切な情報公開が行われている事業所において製造加工されている製品であること」「現在県内で販売されているもの又は申請から6ヶ月以内に県内に販売されることが確実なものであること」という3つの項目であった。

アンケートでも、認定対象製品として、県内で発生した再生資源を利用することを要件としているか否かを聞いた。結果を表3-20に示す。

表 3-20：県内で発生した再生資源を使っていることを要件とするか否か(n=30)

	回答自治体数	回答率(%)
要件とする	21	70
要件としない	6	20
その他	2	10
合計	30	100

「要件とする」と回答した自治体は、条例等に明記されていた18自治体+条例等に明記され

ていなかった 3 自治体の 21 自治体であった。よって、リサイクル認定制度を実施している 35 自治体のうち、条例等に書かれているがアンケートの返信がなかった 3 自治体も合わせた、24 自治体が県内で発生した再生資源を使っていることを要件としている。その他を選んだ 2 自治体に対して詳細を聞いたところ、2 自治体中 1 自治体は、「主として県内で発生する循環資源を再生利用したものであること(内規により概ね 50%以上)」であり、残りの 1 自治体は、「生分解性プラスチック(とうもろこし)を使用した製品など環境配慮型の製品も認定している」とのことであった。

3-7-5-2 認定証の有効期間

認定証の有効期間も各自治体によって異なる。認定証の有効期間を条例等に明記していた自治体は 32 自治体中 31 自治体であった。条例等に明記していなかった 1 自治体についてもホームページに掲載されていた。また、条例等入手できなかった 3 自治体についてもホームページで確認することができた。結果を表 3-21 に示す。

表 3-21：認定証の有効期間 (n=35)

	自治体数	割合(%)
3 年	27	77
5 年	6	17
2 年	2	6
合計	35	100

最も多かったのは 3 年で、77%の自治体がそうであった。次に多かったのは 5 年で、17%の自治体がそうであった。

3-7-5-3 認定の効力の失効・認定の更新

認定の効力の失効・認定の更新について条例等に明記している自治体は 32 自治体中 22 自治体で 69%であった。

3-7-5-4 認定基準の詳細

認定基準の詳細がホームページや条例等に記載されていて閲覧可能な自治体は 32 自治体中 27 自治体であった。認定基準は主に(1)環境安全性基準と、(2)品質基準に分かれているところが多い。(1)に関しては、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)や廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)等に適合していることを条件としており、(2)に関しては、日本工業規格(JIS)やエコマーク認定基準など、既に存在する規格等に適合していることを条件とするところが多かった。(1)の詳細は表 3-22¹⁾、(2)の詳細は表 3-23¹⁾に示す。

表 3-22：都道府県のリサイクル製品認定における環境安全性基準¹⁾

都道府県	制度名称	土壌環境基準	土壌環境基準(含有量も明記)	特別管理廃棄物の除外	ダイオキシン特措法	環境基準法に基づく環境基準	品目別個別基準	その他知事が認めるもの
北海道	北海道リサイクル製品認定制度							
青森県	青森県リサイクル製品認定制度							
岩手県	岩手県再生資源利用認定製品							
宮城県	宮城県廃棄物再生資源利用製品							
秋田県	秋田県リサイクル製品認定制度							
山形県	山形県リサイクル製品認定制度							
福島県	うつくしま、エコ・リサイクル認定制度							
茨城県	茨城県リサイクル製品認定制度							
栃木県	栃木県リサイクル製品認定制度							
群馬県								
埼玉県								
千葉県								
東京都								
神奈川県								
山梨県	山梨県リサイクル製品認定制度							
長野県	信州リサイクル製品認定制度							
新潟県								
富山県	富山県リサイクル認定制度							
石川県	石川県リサイクル製品認定制度							
岐阜県	岐阜県廃棄物リサイクル認定制度							
静岡県	静岡県リサイクル製品認定制度							
愛知県	愛知県リサイクル資材評価制度							
三重県	三重県認定リサイクル製品							
福井県	福井県認定リサイクル製品							
滋賀県	滋賀県リサイクル製品認定制度							
京都府								
大阪府	大阪府リサイクル製品認定制度							
兵庫県								
奈良県	奈良県リサイクル製品認定制度							
和歌山県	和歌山認定リサイクル製品							
鳥取県	鳥取県グリーン商品認定制度							
島根県	しまねグリーン製品認定							
岡山県	岡山県エコ製品							
広島県	広島県リサイクル製品登録制度							
山口県	山口県認定リサイクル製品							
徳島県	徳島県リサイクル認定制度							
香川県	香川県リサイクル製品認定制度							
愛媛県	愛媛県資源循環優良モデル認定制度	愛媛県資源循環優良モデル認定審査会にて審査						
高知県	高知県リサイクル製品等認定制度							
福岡県	福岡県リサイクル製品認定制度							
佐賀県	廃棄物リサイクル製品							
長崎県								
熊本県								
大分県	大分県リサイクル認定製品							
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県	沖縄県リサイクル資材評価認定制度							

表 3-23：都道府県リサイクル製品認定における品質基準¹⁾

都道府県	制度名称	JIS・JAS	国の共通仕様書	自治体の共通仕様書	エコマーク基準	その他の公的機関の基準	グリーン購入法基準	品目別個別基準	その他知事が認めるもの
北海道	北海道リサイクル製品認定制度								
青森県	青森県リサイクル製品認定制度								
岩手県	岩手県再生資源利用認定製品								
宮城県	宮城県廃棄物再生資源利用製品								
秋田県	秋田県リサイクル製品認定制度								
山形県	山形県リサイクル製品認定制度								
福島県	うつくしま、エコ・リサイクル認定制度								
茨城県	茨城県リサイクル製品認定制度								
栃木県	栃木県リサイクル製品認定制度								
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
山梨県	山梨県リサイクル製品認定制度								
長野県	信州リサイクル製品認定制度								
新潟県									
富山県	富山県リサイクル認定制度								
石川県	石川県リサイクル製品認定制度								
岐阜県	岐阜県廃棄物リサイクル認定制度								
静岡県	静岡県リサイクル製品認定制度								
愛知県	愛知県リサイクル資材評価制度								
三重県	三重県認定リサイクル製品								
福井県	福井県認定リサイクル製品								
滋賀県	滋賀県リサイクル製品認定制度								
京都府									
大阪府	大阪府リサイクル製品認定制度								
兵庫県									
奈良県	奈良県リサイクル製品認定制度								
和歌山県	和歌山認定リサイクル製品								
鳥取県	鳥取県グリーン商品認定制度								
島根県	しまねグリーン製品認定								
岡山県	岡山県エコ製品								
広島県	広島県リサイクル製品登録制度								
山口県	山口県認定リサイクル製品								
徳島県	徳島県リサイクル認定制度								
香川県	香川県リサイクル製品認定制度								
愛媛県	愛媛県資源循環優良モデル認定制度	愛媛県資源循環優良モデル認定審査会にて審査							
高知県	高知県リサイクル製品等認定制度								
福岡県	福岡県リサイクル製品認定制度								
佐賀県	廃棄物リサイクル製品								
長崎県									
熊本県									
大分県	大分県リサイクル認定製品								
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県	沖縄県リサイクル資材評価認定制度								

3-7-6 県の責務に関する項目

3-7-6-1 製品の優先利用

「県が優先してリサイクル認定製品を調達する」という内容を条例等に明記している自治体は 32 自治体中 27 自治体であった。

3-7-6-2 認定の義務

条例等にて、「認定できると判断された製品に対しては、知事は認定しなければならない・または認定することができる」というように記載されている自治体は 32 自治体中 24 自治体であった。では、実際審査の結果、認定することができる製品に対して必ず認定しているのかを

明確にしたいと思い、アンケート調査を実施した。結果を表 3-24 に示す。

表 3-24：審査を通過した製品に対する認定の義務の有無(n=28)

	回答自治体数	回答率(%)
認定している	26	100
認定していない	0	0
合計	26	100

認定することができるかと判断された製品に対して、全ての自治体で必ず認定しているという回答を得た。

3-7-7 リサイクル認定事業者の責務に関する項目

3-7-7-1 誤認表示の禁止

条例等に、誤認表示の禁止について明記している自治体が 32 自治体中 25 自治体あった。誤認表示とは、例えば、認定製品でない製品に対して、県の認定マークを表示するなどの誤った表示のことである。実際に、誤認表示を禁止している自治体がどのくらいあるのか、また誤認表示があった場合に何か対処法があるのかをアンケートで聞いた。リサイクル認定事業者に対する禁止の有無の結果を表 3-25 に、リサイクル製品認定事業者に対する、誤認表示があったときの対応を表 3-26 に示す。

表 3-25：リサイクル認定事業者に対する誤認表示の禁止の有無(n=29)

	回答自治体数	回答率(%)
はい	25	86
いいえ	4	14
合計	29	100

表 3-26：リサイクル認定事業者に対する、誤認表示があったときの対応(n=25)

		回答自治体数	回答率(%)
県から改善の勧告・行政指導をする		18	72
罰則規定がある		2	8
何もしない		0	0
その他	特に条例で定められた事項はないが行政指導を行うこととなる	2	8
	県が特に必要と認める場合には、認定を取消することができる	1	4
	認定表示に関して必要な事項は、知事が別に定める	1	4
	そのような状況になったことがないので未定	1	4
合計		25	100

誤認表示があったときの対応については約 70%の自治体が県から改善の勧告・行政指導をするかと回答した。誤認表示は禁止するものの、その違反があったときにすぐに罰則を下すのではなく、勧告・指導という形で注意を促すということであった。

罰則規定を設けているところにその内容を聞いたところ、2 自治体中 1 自治体から「5 万円

以下の過料」という回答が返ってきた。

次に、リサイクル認定事業者以外の人に対しての有無の結果を表 3-27 に、リサイクル製品認定事業者以外の人に対する、誤認表示があったときの対応を表 3-28 に示す。

表 3-27：リサイクル認定事業者以外に対する誤認表示の禁止の有無(n=29)

	回答自治体数	回答率(%)
はい	18	62
いいえ	11	38
合計	29	100

リサイクル認定事業者以外の人に対して誤認表示を禁止している自治体は 29 自治体中 18 自治体で 62%であった。先に述べたように、リサイクル認定事業者に対して誤認表示を禁止している自治体が 82%であったのに対して、リサイクル認定事業者以外の人に対して禁止している自治体は低かった。

表 3-28：リサイクル認定事業者以外に対する、誤認表示があったときの対応(n=18)

		回答自治体数	回答率(%)
県から改善の勧告・行政指導をする		11	62
罰則規定がある		2	11
何もしない		0	0
その他	特に条例で定められた事項はないが行政指導を行うこととなる	3	17
	実施要綱上、違反した場合における特別の規定はない	1	5
	そのような状況になったことがないので未定	1	5
合計		18	100

リサイクル認定事業者以外の人に誤認表示があったときの対応で、最も多かったのは「県からの改善の勧告・行政指導をする」で 62%の自治体が回答した。次に多かったのは「罰則規定がある」で 11%の自治体が回答した。

このことから、リサイクル製品認定事業者以外の人に誤認表示があったときの対応は、リサイクル製品認定事業者に誤認表示があったときの対応とほとんど同じであることが分かった。

3-7-7-2 審査に係る資料の提出など

立入調査を行う際に、審査に係る資料を提出しなければならないとされている自治体がどれだけあるのかを明確にするため、アンケート調査を実施した。結果を表 3-29 に示す。

表 3-29：立入調査に係る資料の提出義務(n=28)

	回答自治体数	回答率(%)
有	15	54
無	11	39
立入調査は行っていない	2	7
合計	28	100

立入調査に係る資料の提出義務がある自治体は54%であった。半数以上の自治体は立入調査の際に過去の資料等も調査の対象にしていることが分かった。

3-7-7-3 知事への報告(認定基準の適合条件など)

条例等の中で「事業者は知事へ認定基準の適合条件を報告しなければならない」ということを明記している自治体は32自治体中24自治体であった。

3-7-7-4 知事への報告(販売実績など)

条例等の中で「事業者は知事へ販売実績等の適合条件を報告しなければならない」ということを明記している自治体は32自治体中16自治体であった。

3-7-7-5 製品の安全の維持

条例等の中で製品の安全の維持について明記していた自治体は32自治体中16自治体であった。実際の状況をアンケート調査で聞いた。結果を表3-30に示す。

表 3-30：製品の安全の維持の有無(n=27)

	回答自治体数	回答率(%)
有	24	89
無	3	11
合計	27	100

製品の安全性の維持を義務づけている自治体は32自治体中24自治体で89%の自治体であった。条例等で明記している自治体は32自治体中16自治体で50%の自治体であったが、実際は89%の自治体が製品の安全性の維持を義務づけていることが分かった。

3-7-7-6 申請に係る資料の提出義務

条例等の中で申請に係る資料を提出しなければならないと明記している自治体は32自治体中25自治体であった。実際の状況をアンケート調査で聞いた。結果を表3-31に示す。

表 3-31：申請に係る資料の提出義務の有無(n=28)

	回答自治体数	回答率(%)
有	26	93
無	2	7
合計	28	100

申請に係る資料の提出義務を課している自治体は28自治体中26自治体で、93%の自治体であった。ほぼ全ての自治体が申請のために必要な書類を定めていて、それを提出しなければならないということが分かった。

3-8 まとめ

本章では、リサイクル製品認定制度の制定状況を明確にするために、条例等の分析と、リサイクル製品認定制度を実施している自治体に対するアンケート調査を用いた。それらの調査結果のまとめを記す。

まず、リサイクル製品認定制度の項目記載率を 75～100%、50～75%、25～50%、0～25%に分類した。表 3-32 に示す。

表 3-32：リサイクル製品認定制度の項目記載率

75%～100%	目的、定義、施行期日、認定表示に係る表示、認定証の交付、認定の公表、審査会及び認定の決定、申請者の要件・認定対象製品、変更の届出、認定の取消、認定証の有効期間、認定基準の詳細、広報・啓発、県の製品の優先利用、認定の義務、誤認表示の禁止、知事への報告(認定基準の適合状況等)、申請に係る資料の提出義務、
50%～75%	庶務・所掌、立入検査等、認定の取下げ、認定の効力の失効・認定の更新、県と市町の協働・要請等、損害に対する責任、知事への報告(販売実績等)、製品の安全の維持、問題が生じた時の処理責任、
25%～50%	募集(回/年)、実績の概要の公表、関係資料の保存、定期検査の実施、認定製品選択の努力義務
0%～25%	条例・要綱の見直し、業務の委託、事前審査、審査会から知事への結果報告、申請書類の内容、申請者の欠格要件、不誠実行為の禁止、軽微な変更、評価基準の変更等、認定の対象品目の追加申出、認定基準等の変更提案、認定事業者への支援、経過措置、是正又は改善の勧告、公共工事の際の製品の掲示、立入調査の際の身分証の提示、他の都道府県との連携、申請・検査等に係る費用の負担、(消費者・県への)製品の情報提供、用途の目的以外での販売の禁止、

0%から 25%の部分に該当する項目は、申請者の欠格要件や、公共工事の際に製品の掲示、経過措置など実際に多くの自治体では行われていないような、各自治体のリサイクル製品認定制度を特徴づけるような内容が含まれている。

次に、条例等にかかれていないが実際には実施している項目があった。つまり、表 3-32 においては低い割合の部分に位置しているにも関わらず、実際にはもっとたくさんの自治体を実施しているという項目である。実際に実施している自治体が多かったものを表 3-33 に示す。

表 3-33：リサイクル製品認定制度の比較項目の実施率(表 3-32 と比較)

75%～100%	誤認表示の禁止、製品の安全の維持
50%～75%	条例・要綱の見直し、
25%～50%	申請者の欠格要件
0%～25%	

「誤認表示の禁止」や「製品の安全の維持」などは、条例等にかかれていなくても最低限の社会的常識としてみなされているゆえに条例等に明記されていなかったのではないかと推測する。

一方、「条例等の見直し」や、「申請者の欠格要件」などは、条例等には書かれていないが実際には実施されている、もしくは規定があることが分かった。しかし、条例等に明記されていないことから、認定事業者には認識されていないことが推測される。

次に、本章では、条例等を分析して、自治体へのアンケート調査の結果をもとに分析を行った。その結果、主に以下の4点が明らかになった。

- 1) 条例等の見直しを行っている自治体は全体の83%であった。
- 2) 県内で発生した再生資源を使用していることを、認定の要件としている自治体は全体の70%であった。
- 3) 申請者の欠格要件を定めている自治体は、全体の41%であった。
- 4) 認定証の有効期間を3年としている自治体が最も多く、全体の77%であった。

上記の4点について以下に記す。

条例等の見直しについて条例等に明記されていた自治体は32自治体中わずか2自治体で、全体の6%であった。アンケート調査で実際には、83%の自治体が条例等の見直しを行っているということが分かった。そのうちの72%は不定期に条例等を見直しているということであった。なお、条例に明記されていた2自治体のうち、1自治体は定期的に見直しを行っており、他の1自治体は不定期ではあるが行っているとのことであった。

県内で発生した再生資源を使用することを、認定の要件としている自治体は全体の70%であった。リサイクル製品認定制度が都道府県レベルで実施されていることが、この結果に繋がったのではないかと推測する。

申請者の欠格要件について条例等に明記されていた自治体は32自治体中3自治体で、全体の9%であった。アンケート調査で実際には申請者の欠格要件を定めている自治体は、全体の41%であることが分かった。欠格要件の内容は、過去5年に不正等があったことを欠格要件としている自治体が最も多く、9自治体中4自治体であった。次に多かったのは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に該当することを欠格要件としている自治体で、9自治体中3自治体であった。

認定証の有効期間を3年としている自治体が最も多く、全体の77%であった。次に多かったのは5年で、17%の自治体がそうであった。残りの6%は2年であった。

<参考文献>

- 1) 宮脇 健太郎・他：都道府県等におけるリサイクル製品認定制度の現状と課題 - 制度調査と問題事例 - ，廃棄物学会誌，Vol.18No.3，pp182-193(2007)

